

むら竹会 和洋学園同窓会会則

(名称)

第1条 本会は、むら竹会 和洋学園同窓会と称す。

(目的)

第2条 本会は、むら竹会 和洋女子大学同窓会、むら竹会 和洋国府台女子高等学校同窓会、むら竹会 和洋九段同窓会(以下「和洋学園設置学校同窓会」という。)相互の向上発展を図り、併せて和洋学園の事業活動及び学生・生徒を支援することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

2. 和洋学園設置学校同窓会それぞれの活動についての情報交換及び親睦に関すること。
3. 和洋学園設置学校同窓会が連携して行う取り組み、行事等に関すること。
4. 和洋学園の事業活動に対する支援に関すること。
5. 和洋学園の学生・生徒の支援に関すること。
6. その他、本会の目的を達成するために必要なこと。

(会員)

第4条 本会の会員は、和洋学園設置学校同窓会それぞれの会員をもって、これに当てる。

(役員会)

第5条 本会は役員会を置く。

2. 役員会は第3条に掲げる事項を審議し決定する。
3. 役員会の構成員は、和洋学園設置学校同窓会それぞれの会長及び副会長とする。
4. 役員会は原則として年2回開催するものとする。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。
5. 役員会には和洋学園関係者並びに必要な者の出席を求めることができる。

(会長)

第6条 本会に会長を置く。

2. 会長は、役員会の互選により選出する。
3. 会長は、役員会を招集するとともに、その会議の議長をつとめる。
4. 会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第7条 本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は学校法人和洋学園の理事長のほか、学長、校長、同窓会会長経験者で役員が推薦した者とする。

(会長協議会)

第8条 本会に会長協議会を置く。

2. 会長協議会の構成員は、和洋学園設置学校同窓会の各会長とする。
3. 会長協議会は、和洋学園設置学校同窓会の情報交換に関すること及び役員会で審議事項を決定する。
4. 会長協議会には、必要な者の出席を求めることができる。

(会費)

第9条 本会を運営するため、会費を徴収する。

2. 会費は、和洋学園設置学校同窓会がそれぞれ分担し、本会に納めるものとする。

(事務局)

第10条 本会に事務局を置く。

2. 事務局は、むら竹会 和洋女子大学同窓会室内に置く。
3. 事務局の統括責任者は会長とする。
4. 事務局の庶務及び会計は大学同窓会が行う。

附則

この会則は、平成25年5月26日から制定施行する。

この会則を一部改正し、平成29年4月1日から施行する。

この会則を一部改正し、令和3年7月15日から施行する。